

1. ふるさと納税の現状と今後について

ふるさと納税は、「生まれ育ったふるさと」「応援したい地方自治体」に対して寄附をすると、寄附金のうち2,000円を超える部分について一定の上限までを原則として所得税、住民税から税額が控除される制度であり、今年で10年目を迎える。平成27年度税制改正大綱により、特例控除額の上限が個人住民税所得割額の1割から2割に拡充され、給与所得者等の確定申告を省略する制度「ワンストップ特例制度」が創設されたことで、ふるさと納税を利用する際の手続きが簡素化され、全国的に寄附が増加した。

しかし、生まれ故郷や応援したい自治体への寄附といった、ふるさと納税制度本来の趣旨が薄れ、自治体間の返礼品競争が過熱。平成29年4月、総務省から「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」という見直し通知が出された。

こうした状況に憂慮すべき点はあるが、返礼品を通し、寄附者とのつながりを深め、開成町の魅力を一層磨き、更に全国的にアピールするという意識が必要と考える。

現状を踏まえ、今後の町の取り組みを問う。

- ① ふるさと納税を導入した実績及び効果は。
- ② 返礼品についての成果と課題は。
- ③ 国の方針への対応は。
- ④ 今後の事業展開は。
- ⑤ 寄附金の使用用途の考えは。